

## 平成 30 年第 2 回教育委員会定例会会議録

- 1 開会宣言 平成 30 年 2 月 16 日（金）午後 1 時 30 分
- 2 場 所 三条市役所栄庁舎 応接室
- 3 出席者 長谷川教育長、長沼委員、坂爪委員、渡辺委員、小林委員
- 4 説明のための出席者  
栗山教育部長、遠藤教育総務課長、栗林子育て支援課長、  
高橋小中一貫教育推進課長、吉川教育センター長、金子生涯学習課長  
渋谷教育総務課課長補佐、大谷教育総務課庶務係長
- 5 傍聴人 1 人
- 6 議 題
  - (1) 会議録の承認  
平成 30 年第 1 回教育委員会定例会会議録
  - (2) 議事  
議第 1 号 三条市立図書館及び三条市歴史民俗産業資料館の指定管理者の指定について  
議第 2 号 市長の権限に属する事務の委任に係る協議について  
議第 3 号 平成 30 年度三条市一般会計予算（教育委員会所管分）について  
議第 4 号 三条市個人番号の利用に関する条例等の一部改正について  
議第 5 号 平成 29 年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分）について
  - (3) その他  
ア 平成 29 年度小・中学校卒業式参列者について  
イ 歴史の道八十里越調査保存整備委員会に関する協定書について  
ウ 小中一貫教育実施状況について（概要報告）  
エ 次回教育委員会定例会の日程について
- 7 審議の経過及び結果
  - (1) 会議録の承認について  
長谷川教育長から平成 30 年第 1 回教育委員会定例会会議録について諮り、承認と決定

- 
- (2) 議事  
議第 1 号 三条市立図書館及び三条市歴史民俗産業資料館の指定管理者の指定について  
金子生涯学習課長が説明  
(小林委員)

図書館流通センターが継続ということになると思うんですけども、ほかにもこういった業者があるものなんですか。

(金子生涯学習課長)

県内ですとこの図書館流通センターのほかに、見附市ではNPOが立ち上がっておりますし、県外ですとほかの会社がグループを組んで指定管理を請け負っているという事例があります。

(小林委員)

特に現状で問題ないから引き続きということでしょうか。

(金子生涯学習課長)

この図書館流通センターにつきましては、三条市を始め県内でも幾つかの市町村の指定管理をされておりますし、全国で100数十の自治体で指定管理を受けております。

(長谷川教育長)

ほかにございますでしょうか。

しばらくしてないようでございますので、本件につきましては原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

—異議なしの声—

異議なしと認めまして、本件は原案のとおり決定いたします。

---

## 議第2号 市長の権限に属する事務の委任に係る協議について

遠藤教育総務課長が説明

(長谷川教育長)

もう少し詳しく説明できますかね。お分かりになりましたか。

子育て支援課のものが中心だと思いますが、今までの扱いとこれからどうなるのかということを説明してもらえますか。

(遠藤教育総務課長)

子育て支援課の子育て支援に関する事務とこちらに記載する事務につきましては、これまでは市長の権限に属する事務でございまして、教育委員会事務局の職員がその事務を補助執行するという形で、これまでは業務を行っていたところでございますけれども、今回事務を委任されることによって、教育委員会がその事務に関する権限を有するという形に変わりますので、教育委員会で独自にその事務を進めていくことができるということです。

(6) に教育委員会の所管事務に係る予算執行に関することとありますが、これについて

ては、具体的に申し上げますと予算執行ということですので、これまで教育委員会で契約をする場合、市長名で契約しておりましたが、今後は教育長の名前で契約するという形になるものでございます。

(栗林子育て支援課長)

権限と責任については、教育総務課長が今ほど申し上げたところでございますが、市民の方にとって何が変わるのかと申しますと、基本的には大きく変わることはございません。簡単に申し上げますと、今まで市長名で出されていた様々な通知が、今度は大半が教育委員会名に変わるということでございます。

例えば(1)の子育て支援に関することになると、手当ですとか医療費助成ですとか支援センターの関係等がございます。

また、(2)の児童福祉に関することになると、保育等がここに入ります。

(3)の母子保健では、妊婦から乳幼児の健診等が入ります。

(4)の母子福祉に関することになると、ある該当の条件の方を措置しますというか、特別な方への対応になります。

(5)は青少年の健全育成に関することですので、青少年育成センターに関することとでございます。

(小林委員)

ほかの自治体では、市長名でやっているところもあれば、教育委員会名でやっているところもあって、物事をスピーディに進めるために委任しますよということなんですかね。

(遠藤教育総務課長)

委員の御指摘のとおりでございます。三条市としては事務をより効率的に効果的に進めるために補助執行から委任という形に変更させていただくものでございますけれども、ほかの市町村はそれぞれバラバラでございまして、三条市と同様に委任の形に変更しているところもあれば、補助執行の形でやっているところもございます。

(栗林子育て支援課長)

三条市は、教育委員会の中に子育て支援課が設置されておりますけれども、他市におきましても、同様な体制をとっているところは教育総務課長が申し上げた体制をとっているところもございますが、そもそも子育て支援関係が教育委員会の中に入っておらず、市長部局の組織の中に入っているところだと、こういう子育ての分野に関しての教育委員会への委任ということはないということとでございます。

(長谷川教育長)

ほかにございますでしょうか。

しばらくしてないようでございますので、この件につきましては原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

—異議なしの声—

異議なしと認めまして、本件は原案のとおり決定といたします。

この場でしばらく休憩をさせていただきたいと思います。

—休憩—

休憩中に申し上げさせていただきます。

今ほど御決定をいただきました議第2号によりまして、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会が委任を受けることとなったところでございますが、それに伴います条例の一部改正が必要となることと併せまして、平成29年度の予算につきましても補正をお願いする必要が生じてまいりましたので、追加議案として日程に追加をさせていただき、御審議をいただきたいと思います。

また、本来であれば、議案番号順に御審議をいただくところでありますけれども、「議第3号平成30年度三条市一般会計予算」並びに追加をいたします「議第5号平成29年度三条市一般会計補正予算」については、公表前のことから三条市教育委員会会議規則第33条の規定に基づきまして非公開とし、審議の都合から議第4号を審議した後、その他事項に入り、議第3号、議第5号の順に御審議をいただきたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは追加議案を配布させていただきます。

—追加議案配布—

—再開—

(長谷川教育長)

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りをさせていただきます。

「議第4号三条市個人番号の利用に関する条例等の一部改正について」及び「議第5号平成29年度三条市一般会計補正予算（教育委員会所管分）について」を改めて日程に追加し、「議第3号平成30年度三条市一般会計予算（教育委員会所管分）について」及び「議第5号平成29年度三条市一般会計補正予算について」は、公表前のことから三条市教育委員会会議規則第33条の規定に基づき非公開とし、審議の都合から議第4

号を審議した後、その他事項に入り、議第3号、続いて議第5号を審議することに御異議ございませんでしょうか。

—異議なしの声—

御意義がありませんので、そのように進めさせていただきます。

---

#### 議第4号 三条市個人番号の利用に関する条例等の一部改正について

遠藤教育総務課長が説明

(小林委員)

マイナンバーを何に使うことを許可するというか、できるようにするという事なんですか。

(遠藤教育総務課長)

例えば税の情報ですとか、いろんな情報のやりとりを同じ役所の中でやる必要があるわけですが、そうした部分で教育委員会の方で子ども医療費の関係とか精神障がい者医療費の関係とか、市長の権限の事務、例えば教育委員会以外の税務課ですとか健康づくり課ですとかいろんな課がございますが、それぞれの事務の中でマイナンバーを介して情報のやりとりをする必要が生じてくるわけですが、そうしたときにマイナンバーを利用して必要な情報をお互いにやりとりができるようにするために改正を行うものでございます。

(小林委員)

今までは市長の案件だったから、彼らが自在にやれたけれども、教育委員会に移ったことで、マイナンバーを教育委員会が利用していいということを改めて決めなければならないということですね。

(遠藤教育総務課長)

これまで市長の権限に属する事務の中で、われわれは補助執行という形で事務を進めていたわけですが、今回、権限が委任により移ることで教育委員会の権限として、市長部局との間でやりとりをできるようにするということになります。

(長谷川教育長)

ほかにございますでしょうか。

ないようでございますので、この件につきましては原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

—異議なしの声—

異議なしと認めまして、本件は原案のとおり決定いたします。

---

(4) その他

ア 平成 29 年度小・中学校卒業式参列者について

遠藤教育総務課長が説明

質疑に入るが質疑なく、質疑終結

---

イ 歴史の道八十里越調査保存整備委員会に関する協定書について

金子生涯学習課長が説明

質疑に入るが質疑なく、質疑終結

---

ウ 小中一貫教育実施状況について（概要報告）

吉川教育センター長が説明

質疑に入るが質疑なく、質疑終結

---

エ 次回教育委員会定例会の日程について

遠藤教育総務課長から提案があり、教育長が諮り次のとおり決定

〔日時〕平成 30 年 3 月 26 日（月）午後 1 時 30 分

〔会場〕三条市役所栄庁舎 応接室

---

(長谷川教育長)

それでは、先ほど御決定いただきましたように、この後の会議は、非公開といたしますので、恐れ入りますが関係者以外の方は退席をお願い申し上げたいと思います。

---

8 閉会宣言 午後 2 時 56 分

三条市教育委員会会議規則第 38 条及び第 39 条の規定により、会議の顛末を記載してここに署名する。

三条市教育委員会

教育長 長谷川 正二